

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会図書室規程

平成27年2月4日議長決定

(設置)

第1条 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会(以下「組合議会」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第100条第19項の規定により大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会図書室(以下「図書室」という。)を設置する。

(目的)

第2条 図書室は、次の各号に掲げる図書および資料を収集、保管し、組合議会関係者の利用に供することを目的とする。

- (1) 法第100条第17項の規定により送付を受ける官報およびその他の政府刊行物
- (2) 法第100条第18項の規定により送付を受ける大阪府公報およびその他の大阪府刊行物
- (3) 会議録およびその他の組合議会刊行物
- (4) 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合刊行物
- (5) その他組合議会に必要な図書および資料

(利用者の範囲)

第3条 図書室は、議員のほか、議員の調査研究を妨げない範囲で一般にこれを利用させることができる。

(管理)

第4条 図書および資料は最善の方法をもって管理することとし、その利用を妨げる場合には必要な措置をとることとする。

(委任)

第5条 図書室の運営その他この規程の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。